

(平成22年2月3日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認福岡地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	12 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	6 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	21 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	16 件

## 福岡国民年金 事案 1801

### 第1 委員会の結論

申立人の平成 10 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 51 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 1 月から同年 3 月まで

私は、平成 9 年 12 月 31 日付けで勤務していた病院を退職し、10 年 1 月早々に母親と二人で A 市 B 区役所に行き、国民年金保険料の免除の手続をした。その時、私が体調を崩していたため母と一緒に行ったことを憶えている。

申立期間について保険料が未納となっているが、このことについては何ら連絡や通知を受け取っていなかったため、ねんきん特別便が届くまでは知らなかった。

申立期間について、国民年金保険料を納付していないのは確かだが、B 区役所で国民年金保険料の免除手続をしていることから、平成 10 年 4 月からでなく同年 1 月にさかのぼって保険料の免除を認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人の最初の国民年金保険料の申請免除日は平成 10 年 5 月 29 日とされているが、C 病院を退職した翌月の同年 1 月に A 市 B 区役所に行き、国民年金の申請免除の手続を行ったとする申立人の供述内容は具体的である上、申立人に同行したその母親は、厚生年金保険被保険者資格を喪失した直後の昭和 59 年 8 月から国民年金保険料の申請免除を行い、その後の申請免除も適切に行っていることから、申立期間当時、国民年金保険料の申請免除制度について十分な知識を有していたことが考えられる。

また、申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間について国民年金保険料の未納は見られない上、申請免除から定額納付、厚生年金保険被保険者から国民年金第 3 号被保険者等への切替手続も適切になされるなど、保険料の納付意識の高さがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

## 福岡国民年金 事案 1802

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 1 月から同年 3 月まで

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに驚いている。既に 35 年以上も経過しているため領収証書等の書類は残っておらず、記憶だけが頼りだが、未納期間は無いはずなので、申立期間の国民年金保険料を納付したものと認めてもらいたい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 42 年 8 月に国民年金被保険者資格を取得して以降の国民年金加入期間において、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している上、第 1 号被保険者から第 3 号被保険者への切替手続等も適切に行うなど、申立人の保険料の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立期間の前後の期間は現年度納付されていること及び申立期間の前後を通じて申立人の住所やその夫の仕事等の生活状況に大きな変化は認められないことから、申立期間の 3 か月のみが未納とされていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 58 年 10 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 7 月から 60 年 3 月まで

私の年金受給額が知りたくて、社会保険事務所（当時）に確認したところ、申立期間の国民年金保険料が未納になっており、A 市 B 区役所でも、申立期間の納付記録がなかった。

昭和 59 年ごろは出費が重なり、国民年金保険料の納付が滞っていたのは確かだが、社会保険事務所（当時）に夫が納付について相談に行き、その後、夫が先輩から借金して、18 か月分の保険料を社会保険事務所で納付した。納付した時期は、60 年 11 月か 12 月だったと記憶しており、当時の収納処理及び管理のあり方に不審を抱かざるを得ず、納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち昭和 58 年 10 月から 60 年 3 月までの期間については、申立人が一括納付したとする 60 年 11 月又は同年 12 月において過年度納付することが可能な期間であること、及び申立人が記憶している納付月数、納付金額は当該期間の月数及び金額と合致していること、並びに国民年金保険料を借用したとする先輩が、申立期間当時、申立人の夫の同僚であることが確認できること等から、申立人の供述内容に不自然な点は見られない。

また、申立人は、国民年金加入期間において申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している上、昭和 47 年 10 月からは国民年金に任意加入するなど、保険料の納付意識の高さがうかがえる。

一方、申立期間のうち昭和 58 年 7 月から同年 9 月までの期間については、申立人が一括納付したとする 60 年 11 月又は同年 12 月には時効により納付できない上、当該期間を除くと申立期間は 18 か月となり、申立人が記憶する納

付月数と合致することから、当該期間の保険料は納付することができなかったと考えられる。

また、申立人が当該期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 58 年 10 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成元年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 37 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年5月

私は、平成3年5月\*日にA市B区役所に婚姻届を提出の際、同区役所で国民年金の加入手続を行った。その際、同区役所の担当者から、元年5月分の保険料はさかのぼって納付できる期間であるとの説明があった。その経緯は、同年5月30日に私はC病院を退職し、同年6月1日からD病院に就職したが、C病院を退職した翌日の同年5月31日は、1日であっても国民年金の強制加入となり、1か月分の国民年金の保険料を納付しなければならないというものであった。

そこで、国民年金の加入手続の際、申立期間の納付書を送付してもらい、国民年金の保険料を後日納付したのは間違いないので、納付記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、平成3年5月ごろに払い出されたことが確認できることから、申立期間はさかのぼって国民年金保険料を納付できる期間である上、1か月と短期間である。

また、申立人は、C病院を離職後の国民年金加入期間について、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、保険料の納付意識の高さがうかがえる。

さらに、申立人がA市B区役所で国民年金の加入手続を行った際、同区役所の職員から、平成元年5月30日にC病院を退職し、同年6月1日にD病院に就職した場合、5月31日の1日であっても国民年金の強制加入となり保険料を納める必要があるとの説明を受け、納付書を送付してもらったとする供述内容は具体的であり、不自然な点は見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 6 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 4 月から同年 6 月まで

夫が会社に勤めていた昭和 41 年 4 月ごろ、私は、A 市 B 区（現在は、A 市 C 区）役所において、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は集金人に納付していたので未納は無いと思っていた。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は 3 か月と短期間である上、A 市 C 区役所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿及び申立人が所持する国民年金手帳により、申立人は、昭和 41 年 3 月 28 日に国民年金に任意加入し、60 歳に到達するまでの国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立期間の前後の期間を通じて、申立人の住所及びその夫の仕事に変更は無く、申立人の生活状況に大きな変化は認められないことから、申立期間についても国民年金保険料が納付されているものと考えるのが自然である。

さらに、オンライン記録により、申立人の夫が昭和 59 年 9 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、61 年 4 月から国民年金の第 1 号被保険者となったことに伴い、申立人は、国民年金の任意加入被保険者から第 1 号被保険者への種別変更の手続を、未納期間を生じさせることなく適切に行っていることが確認できることを踏まえると、申立人の国民年金保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 3 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 3 月から同年 6 月まで

私は昭和 47 年 10 月に A 市 B 区役所で国民年金に任意で加入し、平成 19 年 6 月までの国民年金保険料を納付してきたが、「年金加入記録のお知らせ」によれば、昭和 51 年 3 月から同年 6 月までの期間が未加入とされていた。申立期間の国民年金保険料を納付した領収証書も所持しており、保険料を還付された記憶も無いので、申立期間が未加入とされていることに納得できない。

なお、平成 19 年 10 月に申立期間の国民年金保険料の領収証書を社会保険事務所（当時）に提示し申立期間の記録追加の回答を得たが、その後、申立期間の保険料を還付したことの記録がある特殊台帳（マイクロフィルム）の確認により 20 年 1 月に記録が訂正され、納付記録の追加はできないとの連絡を受けた。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る特殊台帳（マイクロフィルム）には、申立期間の国民年金保険料について「還付（職権） 54.1.25 51.3～51.6 」及び還付金額の記載がある上、オンライン記録から、申立人の夫は昭和 51 年 3 月 1 日（平成 11 年 9 月に昭和 51 年 2 月 10 日に変更）から同年 7 月 25 日までの期間は厚生年金保険に加入していたことが確認できることを踏まえると、申立人は、当該期間は国民年金の任意加入期間となり、国民年金被保険者資格を強制加入から任意加入へ種別変更を行う必要があったが、これを届け出なかったため 54 年 1 月 25 日に職権により、納付した国民年金保険料を還付されたものと推認できる。

しかしながら、申立人が所持する国民年金保険料領収証書から、申立人は申立期間の最初の月である昭和 51 年 3 月分の国民年金保険料を同年 3 月 31 日に

納付していることが確認でき、国民年金法（昭和 60 年改正前）附則第 6 条の 2 の規定により任意加入の申出をした者とみなされることから、申立人は、制度上、職権により国民年金被保険者資格を喪失したとする理由は無かったものと認められることから、申立期間は国民年金の被保険者期間であり、保険料については納付済期間とするのが妥当である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和43年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年11月1日から同年12月1日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務した38年間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答であった。同社には、入社して定年で退職するまでの間、途中で退職することなく継続して勤務している。申立期間が空白となっているとは考えもせず、今までの給料明細書等は既に焼却してしまったが、継続して勤務していた申立期間の1か月が空白となっていることには納得がいかない。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社が保管する人事記録、同社への照会結果及び公共職業安定所の雇用保険被保険者記録から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し(昭和43年12月1日にA社B支店から同社本社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和43年10月の社会保険事務所(当時)の記録から、3万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「これを確認できる関連資料が無く不明であるが、事務手続の不手際により、届出に不備があった可能性もある。」旨を供述し、保険料の

納付義務の不履行を認めていることから、事業主が社会保険事務所（当時）に資格喪失日を昭和 43 年 12 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 11 月 1 日と誤って記録するとは考え難く、事業主は、社会保険事務所に記録どおりの資格喪失の届出を行い、その結果、社会保険事務所は、申立期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成5年10月23日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和38年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年10月23日から同年11月1日まで  
② 平成7年1月31日から同年2月1日まで

厚生年金保険の記録で、A社について、平成5年11月1日被保険者資格取得、7年1月31日同喪失となっているが、私が取り寄せた公共職業安定所の被保険者総合照会及びB協会の登録原簿では、5年10月23日が採用日となっており、厚生年金保険被保険者資格取得届が正しく届出されていない。同じ所管省の機関でありながら記録が異なる日付で提出されていることは納得できない。特別の自動車免許取得のため、A社の従業員としてC教習所に通い免許を取得しており、免許を取得した同年10月23日以前から同社に在籍していたことは明らかである。

また、資格喪失日が平成7年1月31日となっているが、この月も月末まで勤務しており、年金記録において同年1月が加入期間とされていないことに納得できない。

A社における給料の支給は、月末締切りの翌月10日払いであることも熟知していたし、平成7年2月1日からはD社での勤務も決まっている中で、月末まで働いていたにもかかわらず1か月の未加入期間が生じていることは、A社が保険料の負担を少しでも減らすようと、意図的に喪失日を月末として届け出たとしか考えられない。

運転業務は一般社員の勤務と違い特殊な勤務形態であり、丸一日を乗車するために、1か月で十数日勤務すれば満勤となるものである。平成7年

1月においてもシフトで十数日勤務しているものであり、資格喪失日は、当然月末の翌日の同年2月1日となっているものと思っていた。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、B協会が保管する登録原簿及び公共職業安定所の雇用保険被保険者記録により、申立人が申立期間①においてA社に勤務していたことが確認できる。

また、A社の現在の担当課長は、「申立期間当時、アルバイトはいなかったし、試用期間も無かった。採用後直ちに社会保険及び雇用保険の資格取得届を行い、最初の給与から保険料を控除している。申立期間当時の手続も同じであった。」と供述している上、当時の担当者及び聴取できた同僚二人も、「協会に登録後直ちに社会保険の加入手続が行われ、雇用保険料と同時に給与から厚生年金保険料が控除されていた。」と供述しており、雇用保険の加入記録が確認できた上記の同僚二人については、供述どおり、厚生年金保険と雇用保険の資格取得日が同日であることが確認できる。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間①において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社における平成5年11月の社会保険事務所（当時）の記録から、22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保管している平成5年11月1日付け被保険者資格取得届に基づき同年11月から控除したとしており、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年10月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間②については、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の同社における厚生年金保険被保険者資格喪失日は平成7年1月31日とされており、申立人の申立期間②における厚生年金保険被保険者記録は確認できない上、申立人に係る、雇用保険被保険者記録の被保険者資格喪失日、B協会が保管する登録原簿の退社日及び同社保管の労働者名簿の退職日は、いずれも同年1月30日であり、上記被保険者名簿の記録と符合する。

また、A社は、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格喪失関係資料を保

存しておらず、厚生年金保険料の控除等については不明である旨を回答しており、申立期間②における勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

さらに、雇用保険の加入記録が確認できた同僚二人については、厚生年金保険と雇用保険の被保険者資格喪失日が符合し、そのうちの一人は、申立人と同様に月末で厚生年金保険の被保険者資格を喪失しており、A社において複数の被保険者期間を有する残る一人も、月の途中で被保険者資格を喪失している上、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を喪失した平成7年に同じく資格喪失した同僚 32 人中、申立人と同様に月末に資格喪失した者が 11 人確認できる。

加えて、申立人は申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和 25 年 7 月 7 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、27 年 9 月 11 日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったことが認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日の記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和 25 年 7 月から同年 9 月までは 4,500 円、同年 10 月から同年 12 月までは 5,000 円、26 年 1 月から同年 6 月までは 7,000 円、同年 7 月から 27 年 8 月までは 8,000 円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 25 年 8 月から 27 年 10 月まで

社会保険事務所（当時）に 3 度にわたり A 管理事務所管轄の B 連合国軍基地内で働いていた申立期間について厚生年金保険の加入記録を照会したが、被保険者記録が無いとの回答であった。当時の人事担当者や同僚の名前を記憶しており、勤務期間ははっきりとは記憶していないが、申立期間当時、厚生年金保険被保険者証をもらった記憶があるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、B 連合国軍基地内における仕事内容、同僚の名前等を具体的に記憶しており、A 管理事務所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により申立期間において被保険者記録が確認できる、申立人が名前を挙げた同僚が、「申立人は自分が勤務を開始する前から働いており、自分が辞めた後も働いていた。」と供述している上、国の所管局が保管する申立人に係る勤務記録において、申立期間とほぼ符合する昭和 25 年 7 月 7 日から 27 年 9 月 10 日までの期間に、申立人が勤務し、給与が支給されていた記録が確認できる。

また、社会保険事務所（当時）及び国の所管局が保管する A 管理事務所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と生年月日が同一で、

名前の漢字表記は異なるものの読み方が同じ者が、昭和 25 年 7 月 7 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、27 年 9 月 11 日に同資格を喪失している記録が確認できるところ、当該被保険者記録は、国の所管局保管の勤務記録では確認できないものの、申立人の申立期間及び申立人に係る国の所管局保管の上記勤務記録と符合しており、オンライン記録では見当たらず、統合されていない記録であることが確認できる。

さらに、上記被保険者名簿で名前が確認でき、聴取できた同僚二人からは、申立人と同姓の同僚は多数いたが、名が同じ者は申立人以外では知らないとの供述が得られている。

一方、昭和 27 年 9 月 11 日から同年 10 月までの期間については、申立人が勤務していたことについての同僚等の有力な供述は得られず、国の所管局保管の勤務記録においても勤務実態が確認できない上、申立人は当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、上記未統合の厚生年金保険被保険者記録は申立人に係る記録であると認められ、申立人が昭和 25 年 7 月 7 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、27 年 9 月 11 日に同資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所（当時）に対して行ったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、上記被保険者名簿における申立人に係る昭和 25 年 7 月から 27 年 8 月までの記録から、25 年 7 月から同年 9 月までは 4,500 円、同年 10 月から同年 12 月までは 5,000 円、26 年 1 月から同年 6 月までは 7,000 円、同年 7 月から 27 年 8 月までは 8,000 円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C営業所における資格取得日に係る記録を昭和27年11月13日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年11月13日から28年5月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、昭和27年11月13日から28年5月1日までの期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。当時は同社D工場から同社C営業所へ異動した時期であるが、勤務期間に空白は無く、継続して勤務していた。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

B社が発行した在籍期間証明書、A社が作成した昭和27年12月の社員名簿、「A社二十五年クラブ」（昭和51年7月発行）の会員名簿及び事業主の回答並びに公共職業安定所の雇用保険被保険者記録から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和27年11月13日にA社D工場（オンライン記録上は同社本社）から同社C営業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の当該事業所における昭和28年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行につい

ては、事業主は「納付している。納付していなければ経理帳簿上、預り金が残ってしまうので納付していたと推量できる。」と回答しているものの、申立期間に近接した時期において、A社C営業所に転勤した者について、厚生年金保険の被保険者期間に欠落が生じているものが複数見受けられることから、事業主が社会保険事務所（当時）の記録どおりの届出を行い、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和27年11月から28年4月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 福岡厚生年金 事案 1741

### 第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日は、平成元年5月10日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、19万円とすることが妥当である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年1月31日から同年6月1日まで  
年金記録を確認したところ、平成元年5月までA社に勤務していたにもかかわらず、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無い。  
申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立人が所持するA社に係る給与明細書及び公共職業安定所の雇用保険被保険者記録により、申立人が申立期間において同事業所に継続して勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録によれば、申立人は、平成元年1月31日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失しているが、この処理は当該事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成元年4月30日）の後の同年5月10日に行われている上、同記録では、申立期間当時、当該事業所において厚生年金保険の被保険者であった多数の者についても、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日以降の同年5月10日に、さかのぼって資格喪失の処理が行われていることが確認できる。

また、厚生年金保険料控除が確認できる給与明細書及び雇用保険被保険者記録並びに同僚の供述から判断すると、平成元年4月30日においては、当該事業所は適用事業所としての要件を満たしていたと認められ、同日に社会保険事務所（当時）において適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が平成元年1月31日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の当該事業所における資格喪失日は、当該資格喪失処理が行われた同年5月10日であると認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人の当該事業所における昭和63年12月のオンライン記録から、19万円とすることが妥当である。

2 申立期間のうち、平成元年5月10日から同年6月1日までの期間については、申立人が所持するA社に係る同年6月の給与明細書及び公共職業安定所の雇用保険被保険者記録から、申立人が同事業所に継続して勤務していたことが認められる。

しかしながら、当該給与明細書によれば、申立人の平成元年5月の厚生年金保険料は給与から控除されていないことが確認できる。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和46年3月29日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年9月6日から46年3月29日まで

A社B支店から同社C支店に異動した際の申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。同社に継続して勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険被保険者記録、A社が提出した申立人の在籍証明書及び申立人の同僚の供述から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和46年3月29日にA社B支店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和45年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、7万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、D社（A社の人事担当会社）は当時の関係資料等が保存されておらず不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和51年11月から52年8月までの期間、63年3月から同年9月まで期間、63年12月から平成元年3月までの期間、元年11月から2年4月までの期間、及び10年9月から11年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年11月から52年8月まで  
② 昭和63年3月から同年9月まで  
③ 昭和63年12月から平成元年3月まで  
④ 平成元年11月から2年4月まで  
⑤ 平成10年9月から11年3月まで

申立期間①については、昭和51年11月、婚姻届を提出するためにA市役所へ行った際に、同時に国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料の納付を始めた。

婚姻届の提出と同日であったので、記憶違いは無い。

申立期間②、③及び④については、転職により厚生年金保険に加入していない期間であるが、それぞれ国民年金への切替手続きを行い、国民健康保険料と合わせて納付していた。国民年金保険料の全額免除を受けるまでは国民年金保険料を納付しており、申立期間⑤の保険料も納付した。

申立期間について納付記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、A市役所において婚姻届出（昭和51年11月）と同時に国民年金に加入したと主張しているところ、国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和52年7月に払い出されていることが確認できるとともに、同市役所が保管する申立人に係る国民年金被保険者名簿において、同年9月6日に国民年金に任意加入した記録となっており、制度上、当該期間は国民年金保険料をさかのぼって納付できな

い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間②、③、④及び⑤については、国民年金の強制加入期間ではあるものの、オンライン記録により、申立人の i) 申立期間②直後の昭和 63 年 10 月から同年 11 月までの期間、ii) 申立期間③直後の平成元年 4 月から同年 10 月までの期間、iii) 申立期間④直後の 2 年 5 月から 10 年 3 月までの期間、及び iv) 申立期間⑤直前の 10 年 5 月から同年 8 月までの期間の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日は 11 年 5 月 19 日に追加記録されていることが確認できることを踏まえると、申立期間②、③、④及び⑤当時においては、申立人は、国民年金に未加入であり、B 市役所では当該期間の国民年金保険料の納付書を発行できなかったものと考えられる。

さらに、上記の記録追加時点において、申立期間②、③及び④は時効により国民年金保険料を納付することができない期間であり、申立期間⑤は、現年度の納付期限を過ぎているため、市役所が発行する納付書により国民年金保険料を納付することができない期間であり、申立人において当該期間の国民年金保険料を過年度納付したとの主張も無い。

加えて、申立人がすべての申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年2月から57年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年2月から57年9月まで

昭和49年1月に会社を退職し、個人で事業を始めた。54年ごろから事業は軌道に乗らず苦しい経営状況となったので、A市役所の指導を受け、国民年金保険料の免除申請の手続を行ったこともあるが、保険料は少しでも納付しなければと思い、妻が私の分も含めてできるだけ納付していた。妻の国民年金保険料の納付済期間は申立期間を含めて120か月あるのに、私の納付記録は無い。

妻だけが国民年金保険料を納付したことはあり得ないことであり、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和58年12月ごろにA市役所において職権により払い出されていることが確認でき、この時点では、申立期間の大部分は、既に時効により国民年金保険料を納付することができない上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、「申立期間の国民年金保険料は、妻が私の分も含めて納付していた。」と申し立てしているところ、申立人の妻の申立期間に係る国民年金保険料の納付方法等の記憶は曖昧なため、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況等が不明である上、オンライン記録及び国民年金被保険者台帳により、申立人の妻の国民年金手帳記号番号は昭和47年10月30日に払い出されていることが確認でき、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期と大きく相違していることを踏まえると、申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたものとは考え難い。

さらに、申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 福岡国民年金 事案 1809

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年ごろから52年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年ごろから52年11月まで

結婚して初めて夫の実家に行った時に、夫の母から勧められたことが心に残っていたので、それから数年経った25歳の時、A市B区役所に出向いて、自分で国民年金に任意加入をした。

国民年金保険料については、毎月届くはがきを持って郵便局に行き、納付すると、判を押して返してもらっていた。そのはがきは、長いこと保管していたが、B区役所の職員に処分してもいいと言われたので、処分した。

申立期間の国民年金保険料を納付していたはずなので、納付記録を訂正してもらいたい。

### 第3 委員会の判断の理由

A市B区役所が保管する国民年金手帳記号番号払出整理簿の記録から、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和52年12月20日に払い出されていることが確認できるとともに、申立人が所持する国民年金手帳において、45年12月25日に国民年金被保険者資格を喪失し、52年12月20日に同資格を任意で再取得していることの記載が確認できることを踏まえると、申立期間は国民年金に未加入であり、制度上、申立人は国民年金保険料を納付することはできない上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料を郵便局で納付したと具体的に記憶しているものの、申立人は、申立期間直後の昭和52年12月から61年3月までの国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付しており、当該記憶が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを裏付けるものとは言い難い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 10 月から平成 2 年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 10 月から平成 2 年 7 月まで

昭和 44 年 9 月に国民年金に加入して以降、平成 2 年 8 月に A 社を設立するまで国民年金保険料を納付していた。その間に、B 社の厚生年金保険被保険者期間があるが、その間も国民年金保険料を銀行口座からの振替により納付していた。

申立期間が国民年金の未加入期間とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

国民年金被保険者台帳により、申立人が厚生年金保険被保険者資格を取得した昭和 58 年 10 月 1 日に国民年金被保険者資格を喪失し、59 年 2 月にその旨を社会保険事務所（当時）から社会保険庁（当時）に進達していること、及びオンライン記録により、申立人の妻が 58 年 10 月 1 日に国民年金の強制加入被保険者から任意加入被保険者に種別変更していることが確認できることを踏まえると、申立人は、申立期間に国民年金被保険者であったとは考え難く、申立人は、申立期間に国民年金被保険者資格を喪失しており、行政機関が国民年金保険料納付書を発行する可能性はうかがえないほか、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和 61 年、62 年、63 年、平成元年及び 2 年に係る所得税の確定申告書を所持しているところ、同申告書には社会保険料控除額が記載されていることが確認できるが、昭和 61 年、62 年、平成元年及び 2 年に係る所得税の確定申告書の社会保険料控除額には、いずれも各期間の国民年金保険料相当額が含まれているとは認め難い。一方、昭和 63 年の同確定申告書の社会保険料控除額は、同年の国民健康保険料額と国民年金保険料に相当する金額の合計金額と一致するものの、上記のとおり、行政機関が国民

年金保険料納付書を発行する可能性はうかがえず、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを裏付けるものとは考え難い上、申立人は、同年を含む申立期間の国民年金保険料をC銀行D支店における申立人の口座から振替により納付した旨を申し立てているが、同行D支店の当該口座出入金記録において、その事実は確認できない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 福岡国民年金 事案 1811（事案 226 の再申立て）

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 11 月から 47 年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 11 月から 47 年 8 月まで

平成 20 年 7 月 10 日付けで年金記録の訂正を行わない旨の通知を受け取った。「年金記録に係る申立てに対するあっせんに当たっての基本方針」で、肯定的な周辺事情の例として、「申立期間中、配偶者等の同居の親族は納付している。」という項目があり、新たに、社会保険事務所（当時）で両親及び姉の納付記録を確認してきたが、申立期間は納付済みになっていた。両親は他界しているので、証言を得ることはできないが、私の記録は上記の例に当てはまると確信している。私の年金手帳を回収した A 市役所の不手際も間違いなく、その事情も含めて、再度の審議をお願いしたい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立期間の一部の国民年金保険料を納付していたとする母親が死亡しており、その後納付したとする申立人の記憶が曖昧であるため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明であること、現在確認できる申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和 49 年 6 月においては、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことなどとして、既に当委員会の決定に基づき平成 20 年 7 月 10 日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回、申立人は、国民年金保険料を納付していることを示す資料として新たに申立人の両親及び次姉の納付記録を社会保険事務所（当時）で確認し、申立期間について、両親及び次姉の国民年金保険料が納付済みとなっている事実があるので、申立人の国民年金保険料も母親が納付してくれたはずであると主

張している。

しかしながら、両親の国民年金保険料は昭和 36 年 4 月から納付済みになっているものの、次姉については、申立人が 20 歳に到達した以降の 38 年 6 月までは保険料が未納であること、及び両親及び次姉と同居している申立期間の一部については、両親及び次姉の国民年金保険料は納付済みであることが確認できるものの、両親及び次姉の国民年金手帳記号番号は、国民年金の適用事務が開始された 35 年 10 月 1 日に払い出されているが、その時点では、申立人は 20 歳に到達しておらず、申立期間において申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、当該納付記録は、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 9 月 1 日から 43 年 8 月 31 日まで  
② 昭和 43 年 9 月 1 日から同年 12 月 31 日まで  
③ 昭和 47 年 3 月 5 日から 49 年 10 月 1 日まで  
④ 昭和 49 年 10 月 1 日から 50 年 5 月 31 日まで  
⑤ 昭和 50 年 5 月 31 日から同年 12 月 31 日まで  
⑥ 昭和 50 年 12 月 31 日から 52 年 4 月 1 日まで

私は、申立期間①にA社、申立期間②にB社、申立期間③にC社、申立期間④にD社、申立期間⑤にE社、申立期間⑥にB社の現場（申立期間①及び②はF市、申立期間③、④及び⑤はG市、並びに申立期間⑥はH区）で下請会社（事業所の名称、代表者及び所在地はいずれも不明）に所属して、現場作業などに従事した。いずれも、名前は記憶していないがI市の人のあっせんで作業現場に送られ、それぞれの現場の元請会社職員の指示を受けて現場で作業に従事した。現場の所在地や作業内容については、具体的な記憶は無く、当時支給された健康保険証の発行者についても分からないものの、健康保険証が黄色っぽい色であったことや健康保険への加入が希望制であったことを記憶している。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間②及び⑥については、公共職業安定所の雇用保険被保険者記録により、申立期間外ではあるが、昭和 46 年 2 月 3 日から同年 5 月 9 日までの期間及び同年 6 月 14 日から同年 8 月 21 日までの期間において申立人のB社本社における被保険者記録が確認できること、及びB社に照会した結果、同社では、「当時の雇用形態は作業員を直接雇用していたことから、雇用契約を締結した

すべての者について雇用保険及びJ国民健康保険組合には加入させていた。」と回答していることから、当該雇用保険被保険者期間において同事業所に勤務していたことは認められる。

しかし、B社本社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の被保険者記録は確認できない上、当該事業所では、「申立期間当時の直接雇用の作業員に係る厚生年金保険の被保険者名簿は保存しておらず詳細は不明であるが、直接雇用した者については、基幹要員（班長等）以上の者のみを厚生年金保険に加入させ、それ以外の者は加入させていなかった。」と回答しているところ、申立人は、基幹要員ではなかったと供述していることを踏まえると、申立期間当時、当該事業所では、直接雇用したすべての作業員を一律に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

また、申立人は、申立期間に所属していた事業所名や責任者、同僚のいずれについても記憶していないことから、所属していた事業所の事業主及び同僚の供述を得ることはできず、申立期間②及び⑥における勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

さらに、申立期間①、③、④及び⑤については、申立人は、いずれも、それぞれの元請事業所の工事内容、申立人が所属する事業所の名称、責任者名、同僚の氏名、従事した現場の所在地、及び従事作業内容等について記憶していないことから、それぞれの元請事業所への照会は不可能で、当該期間における勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない上、公共職業安定所の雇用保険被保険者記録においても申立人の被保険者記録は確認できない。

加えて、申立人がすべての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを示す給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者としてすべての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 31 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 12 月 1 日から 14 年 7 月 1 日まで

厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた申立期間に係る未払い割増賃金（残業手当）が支給された際、当該賃金から、社会保険料及び所得税を控除していたと記憶しており、これに見合う標準報酬月額に訂正されていないので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録にしてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る未払い割増賃金の支給に当たっては、当該割増賃金に見合う厚生年金保険料を当該賃金から控除されたと主張しているところ、A社が保管する申立人に係る賃金台帳において、所得税（3万5,510円）を控除していることは確認できるものの、申立人が主張する厚生年金保険料については、控除の事実を確認することができない。

また、当該事業所が提出した申立人の「割増賃金支払い通告書」に対する返答書（写）により、当該事業所が申立人に提示した当該割増賃金は58万832円であることが確認できる上、申立人が所持するB銀行の普通預金通帳の記録、申立事業所の当該賃金台帳及び当時の経理用振替伝票により、申立期間に係る割増賃金差引支給額（振込額）と当該支給額は、いずれも54万5,322円と一致している。

さらに、当該事業所の事業主は、「未払い割増賃金については、申立人とは、当社が作成した申立人のタイムカード打刻表に基づき積算した金額（77万6,832円）を支払うことで合意した上、申立人に既に支給した給与には、基本給のほか、時間外手当（申立人には毎月2万8,000円を支給）、家族手当及

び皆勤手当が含まれていることから、合意金額から既に支給済みである7か月分の時間外手当（19万6,000円）及び所得税差額（3万5,510円）を控除した額を申立期間に係る割増賃金差引支給額として申立人に支給しており、このことは、申立人も承知しているはずである。」と回答している。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 26 年 4 月 24 日から 28 年 6 月 30 日まで  
② 昭和 28 年 6 月 20 日から 36 年 2 月 12 日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A 社及び B 社に勤務していた期間に係る脱退手当金を受給したようになっていた。B 社に問い合わせたところ、申立期間当時は、退職届を提出した時に厚生年金保険からの脱退の手続も自社が行っていたとの説明を受けたが、自分としてはそのような説明を受けた記憶は無いので、納得できない。脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた B 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人の名前が記載されているページとその前後 2 ページに記載されている女性で、かつ同社に係る 2 年以上の被保険者期間を有する同僚のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 36 年 2 月の前後 4 年程度の期間内に資格喪失した者 15 人（申立人を含まない。）の脱退手当金の支給記録を確認したところ、12 人について資格喪失日から約 10 か月以内に脱退手当金の支給決定を受けた記録が確認できるとともに、上記の支給決定記録がある同僚二人を含む同僚 3 人から、「会社が代理で、退職金と一緒に手続をしていたのではないか。」、「同僚から、会社の手続として、退職する時に脱退手当金を受給するかどうかを尋ねられたと聞いたことがある。当時、退職と一緒に厚生年金保険からの脱退の手続がされていたのではないか。」、「会社から連絡があり、脱退手当金を受取りに行った。」との供述が得られたことなどを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）において、A社の全被保険者期間とB社に係る昭和31年10月1日までの被保険者期間に係る記録が確認でき、標準報酬月額、被保険者期間等の記載内容は上記被保険者名簿との齟齬が見られないとともに、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことを示す「回答済 36.5.22」の文字の押印が確認できるほか、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 福岡厚生年金 事案 1746 (事案 1114 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年4月1日から29年1月31日まで  
② 昭和29年3月31日から同年9月1日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、昭和27年4月から29年8月末日まで継続して勤務したA社(現在は、B社)C工場の記録が、29年1月31日から同年3月31日までしかなかった。勤務していたことは間違いなく、新たに同僚4人の名前を提示するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

両申立期間に係る申立てについては、B社C工場が、「当社が保管している『社会保険台帳』によれば、A社C工場が申立人の資格取得手続を行ったのは昭和29年1月31日付けであり、申立人の資格喪失手続を行ったのは同年3月31日付けである。」と回答していること、複数の同僚が、「当時、A社には試用期間があった。」と供述し、聴取を行った申立人と同じ業務に従事していた同僚のうち、自身の勤務した期間を記憶している3人の被保険者資格取得日は、各人が記憶する入社時期より約7か月遅れていること、及び上記同僚の一人が、「会社の厚生年金保険に関する手続はしっかりしている感じだった。自分の記録に関しても、試用期間による資格取得日が入社日とずれている以外は合っていた。」と供述しているなどとして、既に当委員会の決定に基づき平成21年7月15日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回、申立人は申立人と同じ業務に従事していた4人の同僚の名前を挙げたが、聴取できた3人の同僚は、「当時、A社には試用期間があった。その期間については、人によっては2年から3年に及ぶことがあった。」「2年間

も一緒に勤務していれば、名前は憶えているはずだが、申立人の名前は全く憶えていない。」、「2年間も一緒に勤務していれば、名前ははっきり憶えているはずだが、申立人の名前は何となくしか憶えていない。在籍していたとしても数か月だったと思う。」と供述している。これらは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 福岡厚生年金 事案 1747

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 12 月 30 日から 12 年 1 月 1 日まで  
平成 11 年 12 月 29 日まで勤務し、年末は休日で終わったため、同年 12 月も当然、厚生年金保険の加入期間に入っているものと理解していた。ねんきん特別便が来て、加入期間を確認したところ、同年 12 月が加入期間に入っていないことが判明した。会社に確認したところ、月末まで勤務していたことを会社側も理解し、在籍した証明書を交付してくれたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社が保管する申立人の労働者名簿、退職願及び公共職業安定所の雇用保険被保険者記録により、申立人の退職日は平成 11 年 12 月 29 日であることが確認できる上、同事業所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書により、申立人の被保険者資格喪失日は、同年 12 月 30 日付であることが確認できる。

また、当該事業所が保管する申立人の賃金台帳により、同事業所は、申立期間の厚生年金保険料を申立人の給与から控除していなかったことが確認できる。

さらに、申立人は、B健康保険組合が保管する任意継続被保険者台帳により、当該事業所を退職後、同健康保険組合において平成 11 年 12 月 30 日付けで健康保険任意継続被保険者の資格を取得しており、同年 12 月分の同保険料を 12 年 1 月 5 日に納付していることが確認できる。

なお、オンライン記録により、申立人の配偶者も平成 11 年 12 月 30 日付けで国民年金の第 3 号被保険者から第 1 号被保険者に種別変更し、同年 12 月分の国民年金保険料を納付していることが確認できる。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年11月ごろから30年6月ごろまで

A炭鉱は、経営者が何度も変わったが、私は、継続して同炭鉱に勤務していた。しかし、同炭鉱における私の厚生年金保険の加入記録が無い。当時、健康保険証があったことを記憶しており、厚生年金保険にも加入していたはずであるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてもらいたい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時に勤務していたとする事業所に関する記憶が明確でなく、事業所を特定できないものの、炭坑の名称及び所在地等に関する申立人の供述から、申立事業所はB鉱業所A炭坑であった可能性はうかがえる。

しかしながら、B鉱業所A炭坑に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間について、申立人及び申立人が同炭坑で一緒に勤務したとして挙げる同僚4人の被保険者記録は見当たらず、同名簿の健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人及び同僚4人のいずれとも記録が欠落したとは考え難い上、同僚4人はいずれも死亡していることから、同名簿に申立期間において被保険者記録が確認できる者のうち、連絡先が判明した13人に照会をしたところ、回答があった11人はいずれも申立人を知らないと供述している。

また、申立人及び上記の同僚4人の厚生年金保険被保険者記録が共に確認できる事業所は、C社D鉱業所のみであり、申立人及び同僚4人のいずれもが昭和31年9月以降の厚生年金保険被保険者記録であることを踏まえると、申立人の記憶は、同年9月以降に同社D鉱業所に在籍していた当時のものであると考えられる。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から

控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年ごろから 62 年ごろまで

私は、昭和 61 年の冬ではない時期に、新聞の求人広告を見てA社B支社に入社した。健康保険被保険者証は入社3か月後ぐらいにもらい、同社の被保険者として、また、夫の船員保険の被扶養者として、二つ持っていた。

複数回引っ越ししたため証明するものは無いが、上司にはA社での厚生年金保険加入記録があることから、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社における入社経緯及び仕事内容に関する申立人の供述は具体的である上、その内容は、当時の従業員の供述とも一致することから、期間の特定はできないものの、申立人が同社B支社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録において申立期間にA社の被保険者記録が確認できる同僚に照会したものの、申立人に係る申立期間当時の勤務状況に関する具体的供述は得られない上、i) 同社C支社に勤務していた同僚の一人は、「厚生年金保険への加入は任意であった。私も同僚も入社してすぐには加入しなかったが、途中で希望して入れてもらった。」、同社A支社に勤務していた同僚の一人は、「厚生年金保険への加入が任意であったかどうかは記憶に無いが、私は加入させてくれるように頼み、入社と同時に入れてもらった。」と供述していること、ii) 申立人が当時の同僚として名前を挙げている同職種の二人のうち一人については、申立人と同様に同社での被保険者記録は確認できないこと、iii) 申立人及び複数の同僚が記憶している従業員数に対し、オンライン記録で確認できる同社の厚生年金保険被保険者数は大幅に少ないことを踏まえると、同社においては、すべての従業員について、入社と同時に一律に厚生

年金保険に加入させる取扱いではなかった事情がうかがえる。

また、公共職業安定所の雇用保険被保険者記録においても、申立人が申立期間直前に勤務した事業所については雇用保険被保険者記録があるものの、申立期間における被保険者記録は確認できない。

さらに、A社は、昭和 62 年 2 月に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、当時の事業主は所在が不明であることから、申立期間における勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

なお、オンライン記録によると、申立人の申立期間については、国民年金第 3 号被保険者の特例の届出が行われていることが確認でき、国民年金の加入期間となっている。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年2月1日から10年10月20日まで  
オンライン記録では、A社の厚生年金保険の資格取得日が平成10年10月20日になっているが、同事業所が厚生年金保険の適用事業所となった元年2月1日以降に勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

公共職業安定所の雇用保険被保険者記録によると、申立人の資格取得日は、厚生年金保険の被保険者としての資格取得日と同じ平成10年10月20日であることが確認できる。

また、A社に係るオンライン記録（被保険者縦覧照会回答票）により、申立人は平成10年10月20日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、11年3月1日に同資格を喪失していることが確認できるものの、同事業所の被保険者について、遡及して記録の訂正を行った事実を確認することはできず、健康保険の整理番号と資格取得日に不自然さはいかたがえない。

さらに、当該事業所は、平成17年4月14日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主は関連資料を保管しておらず、給与計算事務の担当者は既に死亡しており、申立期間における勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 福岡厚生年金 事案 1751

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 46 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 2 月 1 日から 17 年 4 月 1 日まで  
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に係る厚生年金保険被保険者記録が無いとの回答を得た。同社に勤務していたことは間違いなく、同一形態の勤務の者には記録もあるため、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社が保管している申立人に係る賃金台帳により、申立人は、申立期間のうち平成 15 年 2 月から 16 年 9 月までの期間において、当該事業所に勤務していたことが認められる。

しかしながら、A社は、「申立人の雇用形態はパートであり、厚生年金保険料の控除は行っていない。」と回答している上、申立人が所持する平成 15 年 10 月分及び 16 年 6 月分の給料支払明細書、上記賃金台帳並びに源泉徴収票の各控除欄には、いずれも厚生年金保険料、健康保険料及び雇用保険料の記載は無く、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていなかったことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 24 年 9 月 24 日から 26 年 1 月 24 日まで  
② 昭和 26 年 8 月 15 日から同年 10 月 1 日まで  
③ 昭和 27 年 11 月 26 日から 28 年 6 月 1 日まで

厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所(当時)に照会したところ、申立期間について加入記録が無いとの回答を得た。

証拠は無いが、きまじめな性格だったので、申立期間の厚生年金保険記録の空白は無かったと考える。

当時を知る人は他界され、事業所も無く資料も無いが、申立期間①、②及び③について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人が勤務していたとする米軍の事業所を特定できないところ、申立内容から現在のA市B区に所在した米軍関係の事業所であったことがうかがえることから、当該地区を管轄する社会保険事務所(当時)における米軍関係の厚生年金保険適用事業所として、i) Cクラブ、ii) D病院、iii) Eクラブ、iv) F倶楽部、v) G工場、vi) H病院、vii) I隊の7事業所があることを確認し、当該7事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)を確認したが、申立期間を包含する期間に申立人の記録を確認することができない。

また、国の所管局が保管するJ管理事務所に係る被保険者名簿には、申立人の健康保険番号の資格喪失年月日欄に「24・9・24」と記録され、同名

簿による申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の再取得となる健康保険番号の資格取得年月日欄に「26・1・24」、資格喪失年月日欄に「26・8・15」と記録されており、オンライン記録と一致する。

さらに、厚生年金保険被保険者台帳（以下「被保険者台帳」という。）には、J管理事務所に係る申立人の資格取得年月日欄に「24・4・1」、資格喪失年月日欄に「24・9・24」と記録されており、オンライン記録及び被保険者名簿と一致する。

- 2 申立期間②については、K社の複数の同僚が実際の入社日と厚生年金保険被保険者の資格取得日には差がある旨を供述していることを踏まえると、申立期間当時、同事業所では、すべての従業員を入社と同時に一律に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

また、被保険者台帳には、当該事業所に係る申立人の資格取得年月日欄に「26・10・1」、資格喪失年月日欄に「27・11・26」と記録されている。

さらに、厚生年金保険被保険者記号番号払出簿には、申立人に係る当該事業所の資格取得年月日が「26・10・1」と記録されている上、同事業所に係る被保険者名簿の健康保険番号の申立人に係る資格取得年月日欄に「26・10・1」、資格喪失年月日欄に「27・11・26」と記録されており、上記の被保険者台帳の記録及びオンライン記録と一致する。

- 3 申立期間③については、同僚の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間においてK社に勤務していたことを推認することはできる。

しかしながら、当該事業所の複数の同僚において、申立人と同様に被保険者資格を喪失後、再度取得していることが確認できることを踏まえると、申立期間当時、同事業所では、従業員のそのすべての勤務期間について厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

また、被保険者台帳には、当該事業所に係る申立人の被保険者資格の再取得を示す資格取得年月日欄に「28・6・1」、資格喪失年月日欄に「29・6・1」と記録されている。

さらに、当該事業所に係る被保険者名簿においても、被保険者資格の再取得の記録を示す健康保険番号の申立人に係る資格取得年月日欄に「28・6・1」と記録されており、当該事業所における初回の資格喪失年月日（昭和27年11月26日）から2回目の資格取得年月日（昭和28年6月1日）までの健康保険番号に欠番は無く、上記の被保険者台帳の記録及びオンライン記録と一致する。

- 4 すべての申立期間について、同僚等からは厚生年金保険の適用状況に関す

る具体的な供述は得られないことから、すべての申立期間における厚生年金保険料の控除の事実について確認できない。

このほか、申立人がすべての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者としてすべての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 10 月 3 日から 39 年 11 月 1 日まで  
② 昭和 41 年 11 月 5 日から 42 年 3 月 1 日まで

申立期間①については、A社を退職後に、B市にあったC社に入社し、最初の4か月間はD市で作業に従事し、その後はE市でF公団（現在は、Gセンター）の仕事を9か月間ぐらいしていた。申立期間②については、H市にあったI社で勤務していた。当時、同社では、アルバイトと言う雇用形態は無く、正社員のみであった。

両事業所ともに、同僚の名前をおぼえており、その同僚は厚生年金保険の被保険者記録があるので、私も厚生年金保険に加入していたはずである。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人が名前を挙げる同僚（既に死亡）の妻の供述、及びC社に係る厚生年金保険被保険者名簿により、申立人が名前を挙げた同僚の被保険者記録が確認できることから判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が同事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によれば、C社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主は既に死亡している上、役員のうち、唯一連絡が取れた同事業所の別の元代表取締役は、「私は、昭和 38 年 10 月 2 日にC社を辞めており、その後は同社とは一切かかわっていない。申立人が在籍していたことを確認できる資料は保管しておらず、申立人の勤務状況等は不明である。」と回答しており、上記の被保険者名簿に申立期間の被保険者記録がある9人のうち、連絡が取れた複数の者は、申立人が名前を挙げる同僚については記憶しているものの、申立人について

ては承知していない旨を供述している上、申立人が名前を挙げる同僚は、既に死亡又は連絡先が不明であることから、当該期間における勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

また、当該被保険者名簿では、申立人の被保険者記録は確認できない。一方、同名簿において当該期間における整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

- 2 申立期間②については、申立人が名前を挙げる同僚の供述及びI社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立人が名前を挙げた同僚の厚生年金保険被保険者記録が確認できることから判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が同事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該被保険者原票では、申立人が名前を挙げる複数の同僚のうち、I社において被保険者記録がある者と被保険者記録が無い者が認められることを踏まえると、当該事業所では、すべての社員を入社と同時に一律に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかった事情がうかがえる。

また、オンライン記録によれば、I社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主に聴取しても、「会社は存続しておらず、当時の資料も無いので不明である。」と回答している上、申立人が名前を挙げる同僚で連絡が取れた二人の者は、「申立人が厚生年金保険に加入していたか否かについては分からない。」と供述していることから、当該期間における事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

さらに、当該被保険者原票では、申立人の被保険者記録は確認できない。一方、同原票において当該期間における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

- 3 申立人が両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年3月から58年1月までの期間のうち1か月間又は2か月間

A社を退職した後に、同社の近くにあった娯楽施設で1か月又は2か月の間、店員として勤務していたが、この期間の厚生年金保険の記録が無い。勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、退職したA社の近くにあった娯楽施設で申立期間において働いていたが、その事業所の名称は憶<sup>おぼ</sup>えていないと申し立てているところ、B県の所管部局及びC協同組合からの回答から判断すると、申立人が申立期間に勤務していたとする事業所は、D社が経営する「E店」であることが推認される。

しかしながら、D社では、「申立人が申し立てている所在地であるF町（現在は、G市）において、昭和50年6月に店舗を開業しているが、当時の事業主は既に死亡し、関連資料も保管されていない上、当時の事情を知る者もいないため、申立ての事実を確認できない。社会保険の適用については、昔も今も従業員の出入りが激しい業界なので、継続して働ける見込みがある人のみを社会保険に加入させている。」と回答している上、同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立期間の被保険者記録が確認できる従業員は、「E店には5年ほど店員として勤務したが、申立人に係る記憶は無い。当時、3か月の試用期間があった。」と供述していることを踏まえると、当時、当該事業所では、すべての従業員を入社と同時に一律に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかった事情がうかがえる。

また、当該被保険者名簿では、申立人の被保険者記録は確認できない。一

方、同名簿において申立期間における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い上、公共職業安定所の記録においても、申立期間における申立人に係る雇用保険被保険者記録は確認できない。

さらに、申立人は、勤務していたとする事業所の名称及び期間を具体的に記憶していない上、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年11月から28年5月まで

私は、昭和26年11月から28年5月までA協同組合に勤務したが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。

当該組合に勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A協同組合において従事していた業務内容に関する申立人の具体的な供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が同事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険適用事業所名簿及びオンライン記録では、当該事業所は、厚生年金保険の適用事業所としての記録が確認できない上、申立人が、「A協同組合の従業員は私を含めて二人であった。」と供述していることを踏まえると、当該事業所は、当時の厚生年金保険法で定める適用事業所としての要件を満たしていなかったものと考えられる。

また、申立人は、同僚の名字のみの記憶しかなく、事業主及び同僚の連絡先が不明であることから、申立期間における勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実を確認することができない。

さらに、申立人が、当時、申立事業所と関連があったとするB協同組合及びC協同組合連合会に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿にも申立人の記録は確認できない上、同被保険者名簿に名前がある複数の者に照会しても申立人に関する記憶は無いと回答している。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立

人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 1 月 26 日から 47 年 4 月 10 日まで

A社に勤務していた申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。同事業所に継続して勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

公共職業安定所の記録によれば、申立人のA社に係る雇用保険被保険者記録は、昭和 47 年 4 月 10 日から 49 年 6 月 30 日までとなっており、申立期間における被保険者記録を確認することができない。

また、オンライン記録によれば、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主も既に死亡し照会することができない上、申立人と同日（昭和 44 年 1 月 26 日）に同事業所における厚生年金保険被保険者資格を喪失している 14 人のうち 7 人は、同事業所において被保険者資格を再取得していることが確認できるほか、申立人と同日に被保険者資格を喪失している同僚二人は、それぞれ、「申立人に係る記憶はある。私の場合、昭和 44 年 1 月 26 日以降も勤務していたが、会社からの説明では請負制に変更され、その後、厚生年金保険料は控除されていない。」、「申立人に係る記憶は無い。職人は請負制で出来高払いの日給だった。私は厚生年金保険料を控除されたくなくなかったので、自分から申し出て被保険者資格を喪失した。」と供述している。

さらに、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人は昭和 44 年 1 月 26 日に被保険者資格を喪失し、同年 2 月 14 日に健康保険証が社会保険事務所（当時）に返納されていることが確認できる。

加えて、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から

控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年3月8日から34年4月15日まで

A社（現在は、B社）に勤務していた申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。昭和33年3月に同事業所に入社した数日後、工事中に転落し、労働災害による補償給付を受けていた申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

B社では、「申立人に係る関係資料等は保存しておらず、申立ての事実を確認できない。」と回答している上、A社に勤務していた申立人の同僚3人は、それぞれ、「申立人の具体的な勤務期間や転落事故にあったこと、厚生年金保険の取扱いなどについては分からない。」、「申立人の具体的な勤務期間や厚生年金保険の適用については分からない。」、「申立人に係る記憶は無い。」と供述していることから、申立期間における勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

また、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の被保険者資格取得日は昭和34年4月15日となっていることが確認できる。

さらに、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和34年10月1日から36年12月1日まで  
② 昭和36年12月1日から39年3月26日まで

オンライン記録では、昭和39年3月にA管理事務所を退職した後に、脱退手当金が支給済みとされている。26年3月から33年9月までの厚生年金保険被保険者期間について脱退手当金を受給した記憶はあるが、申立期間については受給した記憶が無いので、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人に係るA管理事務所の厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約5か月後の昭和39年8月13日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立期間当時、当該事業所に勤務していた申立人の同僚二人は、それぞれ「退職時に事業所から脱退手当金に係る説明があり、社会保険事務所（当時）に申請手続を行った記憶は無いが、一時金を受給した記憶がある。」、「退職時に事業所から脱退手当金に係る説明があったと記憶している。」と供述していることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が考えられるほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。